

宮崎県警察本部生活安全少年課だより ~いのち・じんけん・かのうせい~



【保護者のみなさん・学校の先生方へ】

もうすぐ夏休みがやってきます。コロナ感染症も5類になり、ここ数年より活動的な夏休みになるかと思えます。そのような中、子供たちが**安全・安心な夏休み**をすごせるよう、子供たちを守る立場として注意すべき点をまとめました。このリーフレットに書かれていることについて、ぜひ、お子さん（児童生徒）と話し合ってみてください。

◎ 夜間（早朝）の子供だけの外出に注意！

夏休みになると、自由な時間も増え、地域でお祭りが開催されるなど、楽しい行事が目白押しになります。その一方で、そのような行事がきっかけになり、トラブルが多く発生する時期でもあります。

～夜間（早朝）に子供だけで行動すると以下のような**リスク（危険性）**が…～

【不良行為】

飲酒・喫煙・深夜はいかい 等

【犯罪被害】

「これくらい大丈夫」「みんなやってるから」・・・が、どんどんエスカレートして、大きなトラブルにつながっていきます！

【非 行】

【初発型非行】

万引き・自転車盗 等

その他の 【犯罪・触法行為】

【薬物乱用】

大麻や危険ドラッグの使用 等

等々…



◎ みんなで創る“安全・安心な交通社会”



～全ての自転車利用者に対して、**乗用車ヘルメット**の着用が努力義務になっています～

夏休みになると外出することも多くなり、交通事故のリスクが高まります。

【ルールを守れていますか？】

- ☐ 横断歩道外横断の禁止
- ☐ 車両直前直後横断の禁止
- ☐ “ながらスマホ”は禁止
- ☐ 自転車の並進は禁止

【安全な交通行動ですか？】

- ☐ 横断前に手を挙げて意思表示
- ☐ 青信号でも車の停止を確認して横断
- ☐ 横断中でも左右確認
- ☐ 一旦停止の標識を確認して停止

～全員がルールを守り、安全な交通行動をとることで、交通安全が実現します～

◎ 「正しく」・「安全に」使うインターネット・SNS

夏休みになると、子供たちのスマートフォン等を使う時間が増えます。インターネットやSNSは、便利で楽しいものですが、同時に様々なリスク(危険性)があります。

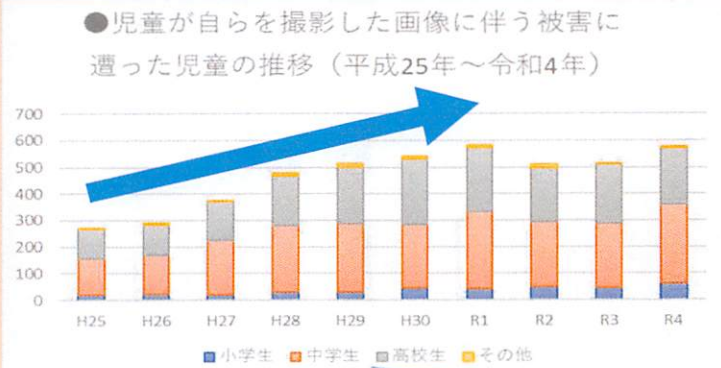
～「インターネット・SNS利用に起因する犯罪」の被害・加害を防ぐために～

※ “児童”:18歳未満の者を指す

※ 数値は、全国のデータ。『少年非行及び子供の性被害の状況(警察庁資料)』より



○ SNSをきっかけとして性被害にあった児童数は、増加傾向です。この10年で、2倍近くに増えています。



○ 自撮り画像に伴う被害も増加しています。(小学生の被害が増加傾向)一度ネット上に流出した画像を全て削除・回収することはできません。
○ 女の子だけでなく男の子も被害に遭っています。

【闇バイトの勧誘にも注意!】

一度でも闇バイトをしてしまうと・・・

- やめたいと思っても、応募の時に送った身分証明書などから「家に行く」「家族に危害を加える」と犯罪組織から脅され、逮捕されるまでやめられません。
- 犯罪組織は助けてくれず、闇バイトは使い捨てです。
- 逮捕の後は、罪の償いが待っています。(懲役や被害者への損害賠償)



※闇バイトとは・・・?

SNSやインターネット掲示板などで、短時間で高収入が得られるなど、甘い言葉で募集しています。応募してしまうと、詐欺の手助け(金品の受け渡し役)、強盗の実行犯など組織の手先として利用され、犯罪者となってしまいます。楽して大金を稼げるアルバイトはありません。

夏休みに入るこの機会に次のことを親子で一緒に確認してみましょう!!

- “フィルタリング”(有害なサイト・情報にアクセスできない機能)を設定しているかどうか。
- 携帯型のゲーム機や音楽プレーヤーの中には無線LAN(Wi-Fi)でインターネットに接続可能なものがあります。(駅やコンビニエンスストアなど接続可能な場所が街中に有り)このような機器にも“フィルタリング”を設定しましょう。
- 以下のような内容について、現在守れているかどうか。

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> □ 利用時間や利用料金を決める。 □ 氏名等の情報や写真など個人を特定される情報を書き込まない。 □ 知らない人と電話やメールの交換をしたり、会ったりしない。 □ 困ったことがあれば、必ずすぐに保護者に相談する。 | <ul style="list-style-type: none"> □ ダウンロードするアプリは保護者に事前に確認する。 □ 保護者や他人のID・パスワードを勝手に使わない。 □ 下着姿や裸の写真は撮らない、撮らせない、送らない。 □ 「家庭内ルール」を守れなかった時のルールを決める。 |
|---|--|



← ぜひお子さんと一緒にご覧ください!!

○ 子供を守る大人(保護者・教職員)として、注意するポイント等が『健全育成ハンドブック』として、さらにくわしくまとめられています。【(公社)全国少年警察ボランティア協会作成】

